

専利出願行為の更なる厳格な規範化に関する

国家知識産権局の通知

公布時間：2021-01-27

各省・自治区・直轄市・新疆生産建設兵団の知識産権局、四川省知的財産サービス促進センター、広東省知的財産保護センター、局機関の各部門、専利局の各部門、局直属の各单位・各社会団体：

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を着実に学習し、党中央・国務院の意思決定・手配を真剣に実行し、中国の知的財産導入大国から創造大国への転換、数の追求から質の向上への転換を確実に推進するために、近年、全ての関係部門は専利品質向上プロジェクトを着実に展開し、各級の地方の知的財産部門は専利出願に関連する支援策の規範化を強化し、異常専利出願の関連行為を厳しく取り締まり、イノベーションの激励と保護、知的財産の質の高い発展の促進などにおいて重要な役割を果たした。しかし、現在、一部の地方では専利の質の高い発展の要求を十分に重視せず、貫徹・実行しておらず、数の指標を盲目的に追求するという現象が存在し、イノベーションの保護を目的としない異常専利出願行為も存在し、行政管理秩序の深刻な攪乱、公共利益の損害、企業イノベーションの妨害、公共資源の浪費、専利制度の破壊が生じている。質の高い発展の要求を厳格に実行し、専利出願行為を更に規範化し、専利出願の質を向上させ、イノベーションの保護を目的としない異常専利出願行為を取り除くために、ここに関連事項について以下のとおり通知する。

一、業務目標の明確化

専利出願の件数と質が地域経済発展レベル、産業発展のニーズ及び科学技術イノベーション能力に適応するよう力を尽くして指導し、各業務の指標を科学的に設定し、品質志向を強化し、質の高い発展の指標の先導作用を確実に発揮する。更に助成及び奨励などの政策を調整・整備し、専利出願への助成を全面的に取り消し、後続の転化・活用、行政保護及び公共サービスへの支援を重点

的に強化する。専利出願秩序を整理・規範化し、イノベーションの保護を目的としない異常専利出願行為を断固として摘発しかつ効果的に抑制し、知的財産事業の質の高い発展を推進する。

二、業務重点の把握

次の各号に掲げるイノベーションの保護を目的としない異常専利出願（以下、「異常出願」という）行為を実施した場合は、関連法律・法規及び政策の規定に従って厳しい摘発、厳しい処分を与える。

（一）「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」（国家知識産権局第 75 号局令）第三条に規定する 6 つの状況。

（二）単位又は個人が故意に関連専利出願を分散して提出した場合。

（三）単位又は個人がその研究開発能力に明らかに合致しない専利出願を提出した場合。

（四）単位又は個人が専利出願の異常な転売を行った場合。

（五）単位又は個人が提出した専利出願の技術方案において、複雑な構造で単純な機能を実現する、通常又は単純な特徴を組み合わせるか積み重ねるなど技術改良の常識に明らかに合致しない行為が存在する場合。

（六）民法典に規定する誠実信用原則に違反する、専利法の関連規定に合致しない、専利出願管理秩序を攪乱するその他の行為が存在する場合。

以上の「単位と個人」には、同一の自然人、法人、その他の組織及び同一の実際の支配人を含む。

三、業務措置の強化

異常出願行為に対し、専利法及びその実施細則の規定に従って、提出された専利出願を厳しく処理するほかに、情状に応じて次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（一）出願人の専利費用を減額しない。既に減額されている場合、減額された費用の追納を要求する。情状が深刻である場合、本年度から起算して 5 年以内において、専利費用を減額しないこととする。

(二) 国家知識産権局の政府ウェブサイト及び「中国知識産権報」で通達する。

(三) 専利出願件数統計から以上出願の件数を差引く。

(四) 国家知的財産模範・優良企業、知的財産保護センター届出企業の申込資格、及び中国専利賞の申込、参加又は受賞の資格を取り消す。

(五) 各級の地方の知的財産部門は、出願人及び関係代理機構を助成又は奨励しない。既に助成又は奨励している場合は、全部又は一部の払戻を要求する。情状が深刻である場合は、本年度から起算して5年以内において、助成又は奨励しないこととする。助成や奨励を騙し取り、犯罪を構成する疑いがある場合は、法により関係機関に移送して刑事責任を追及する。

(六) 各級の地方の知的財産部門は、異常出願を代理し、専利業務秩序を深刻に攪乱した専利代理機構に対し、認定状況に応じて、法によりその摘発を強化する。中華全国専利代理師協会は、異常出願に従事した又はそれに関与した専利代理機構及び専利代理師に対し業界自律措置を講じる。

四、ガバナンス強化

(一) 考查指標の科学性を向上させる。各級の地方の知的財産部門は、質の高い発展の理念をしっかりと樹立し、関係部門と積極的に調整して、専利業務に関連する考查指標体系を更に改善・整備し、考查の科学性、有効性を向上させ、実情に合わない成長率評価指標を洗い出し、かつ、取り除き、専利出願件数を部門の業務を考查する上での主な根拠とすることを回避しなければならない。専利出願件数ありきの拘束的考查評価指標を設定してはならず、行政命令又は行政指導などの方式で地方や企業、代理機構などに専利出願件数の指標を割り当ててはならない。専利出願（「特許協力条約」(PCT) ルートによる専利出願を含む）の件数を互いに競い合ってはならない。以上の行為が発見された場合には、情状に応じて、国家知的財産運営プロジェクトの申込資格、国家知識産権局から付与された模範都市などの様々な称号や優遇政策などを取り消す。

(二) 専利助成政策を調整する。2021年6月末までに各専利出願段階の助

成を全面的に取り消さなければならない。各地方は助成、奨励、補助などいかなる方式であっても、専利出願行為に財政資金の支援を提供してはならない。既存の地方の助成範囲は、権利を付与された発明専利（PCT 及びその他のルートにより国外で授権された発明専利を含む）に限られるべきであり、助成方式は権利付与後に助成する方式を採用すべきである。助成対象に与えられた各級や各種の助成総額は、その専利権を取得するために納付した官庁費の 50%を超えてはならず、専利年金や専利代理などの仲介サービス料を助成してはならない。粉飾・欺瞞の行為を働いて専利助成を詐取した場合は、期限を定めて支給した資金を取り戻さなければならない。「十四五」期間中、各地方は専利権付与への各種の財政援助を段階的に削減し、2025 年までに全て取り止めなければならない。各地方は、専利助成に関する財政資金の使用管理の最適化に取り組み、専利の保護・活用を強化し、後続の転化・活用、行政保護及び公共サービスへの支援を重点的に強化しなければならない。

（三）専利出願の品質志向を際立たせる。国家知識産権局は、各地方の質の高い専利出願及び異常出願の比率データを定期的に通達又は公表する。異常出願の比率が 2 四半期連続で増加し、質の高い専利出願の比率が 2 四半期連続で減少した場合は、地方の知的財産部門に通達する。以上の現象が 3 四半期連続で発生した場合は、地方の党委員会と政府に通達するとともに、関連情報を国家知識産権局の政府ウェブサイト及び「中国知識産権報」で公表する。以上の現象が 1 年連続で発生した場合は、国家知識産権局から付与された模範都市などの様々な称号、優遇政策などを取り消す。専利に関わる各種の奨励は、短絡的に専利出願の件数、権利付与の件数を主な条件としてはならない。

（四）専利出願分野における信用監督管理を強化する。専利法実施細則を改正し、法により異常出願行為を信用失墜行為として知的財産信用監督管理に盛り込むよう推進する。各級の知的財産部門は、知的財産信用監督管理政策文書の制定にあたって、異常出願行為の監督管理範囲への盛り込みを重点的に考慮しなければならない。重大違法信用失墜の代理機構へのガバナンスを強化し、異常出願の代理により処罰を受けた専利代理機構に対し、関連する激励・奨励政策、業界の優良評価・表彰などにおいて連動して制約を課し、監督管理効

果を強化する。

(五) 専利取引の規範化と監督管理を強化する。各級の地方の知的財産部門は、知的財産取引における所管地域の監督管理責任を実行・規範化し、明らかに技術イノベーションと実施を目的としない専利出願権と専利権の譲渡行為を断固として抑制し、各級の政府部門の支持の下で構築された知的財産(専利)取引運営プラットフォームや機構への監督管理と指導を強化し、管轄区域における様々な専利取引サービス機構やプラットフォームへの指導を強化し、取引対象と取引者の背景審査を適切に行い、異常出願が取引を通じて利益を貪り資金を洗浄することを厳しく防止しなければならない。国家知識産権局は、専利譲渡、許諾などの登記届出データへの監視を強化し、関係地方と共同で速やかに法により異常専利運営行為を処分する。

(六) 部門を跨ぐ情報通達を強化する。異常出願の関連詳細情報について、各級の地方の知的財産部門は関係部門と共同で、科学技術などの管理部門に積極的かつ速やかに通達し、科学技術管理などの部門が専利出願に係る行政管理業務を強化するよう支持かつ協力し、異常出願がハイテク企業など向けの国の様々な優遇政策をだまし取るために利用されないよう確保しなければならない。「保険者が無い、払込資本が無い、研究開発費が無い」という「三無」形骸会社による専利出願について、関連情報を速やかに所管地域の市場監督管理部門に移送して、厳格に監督管理しなければならない。

五、業務体制の整備

(一) 業務ドッキング体制。国家知識産権局は、異常出願行為を継続的に監視、認定し、かつ地方に異常出願行為の関連情報を速やかに通達・転送する。地方の知的財産部門は行政指導を強化し、かかる単位や個人及び代理機構に関連出願を自発的に撤回するよう要求する。かかる単位や個人及び代理機構が積極的かつ自発的に撤回した場合、情状酌量のうえ、処分を軽くすることができる。かかる単位や個人及び代理機構が撤回を拒否し、かつ十分な証拠をもって弁明しなかった場合、地方の知的財産部門は、情状に応じて処理するとともに、法に基づき、関連手掛かり情報を市場監督管理部門、公安部門、信用監督管理

部門に移送し、法に基づいて処分させる。

(二) 情報スクリーニング体制。専利審査部門や単位は、厳格に審査しかつ法により異常出願を却下し、関連手掛かり情報を速やかに発見し、まとめかつ報告・送付しなければならない。専利代弁処、知的財産保護センター、知的財産権早期擁護センターなどは異常出願を厳格にスクリーニングし、かつ関連手掛かりを国家知識産権局に速やかに報告・送付する。

(三) 通報・確認体制。単位や個人が各級の地方の知的財産部門に異常出願行為及び規則違反の指標設定・助成申請政策を通報するよう奨励する。各級の地方の知的財産部門は、通報を受け入れるための専用ホットライン・専用ネットワークを設立するとともに、通報を受け取った後に速やかに確認・処理し、かつ国家知識産権局に報告しなければならない。

(四) 積極的指導体制。専利出願の質を向上させるための様々な方式の宣伝報道を積極的に展開し、積極的にイノベーションに投入し、専利を科学的かつ合理的に展開した企業や個人への激励を強化し、社会全体の専利出願の戦略的展開意識と品質意識を更に向上させ、専利出願の質を確実に向上させる。

六、業務実行の推進

(一) 特別取締活動を展開する。2021 年通年にわたって異常出願行為摘発のための特別取締を集中的に展開する。手掛かりが既に発見されている関連行為を厳しく摘発する。2021 年末までに専利出願秩序が更に規範化され、異常出願が明らかに減少し、高品質の専利出願の比率が継続的に向上するよう努力する。国家知識産権局は、業務遂行効果と関連状況を見て、特別取締活動を不定期に手配・展開する。

(二) 自己点検・自己是正を強化する。各級の地方の知的財産部門は、業務目標と業務重点をめぐって自己点検を真剣かつ着実に展開し、指標設定、助成政策などの状況を全面的に整理し、存在している欠点及び突出した問題点を探し出し、是正措置を提案し、業務プランと政策措置を制定し、時間通りに国家知識産権局に自己点検の結果を報告・送付し、重大な手掛かりと重点事件の状況を速やかに報告・送付しなければならない。

(三) 組織指導を強化する。国家知識産権局は、各地方の政策の改正状況、事件の処理状況などに対する追跡指導及び事件の処理督促を行う。各級の地方の知的財産部門は、異常出願行為への厳しい摘発の重要な意義を高く重視し、地方の人民政府に特別報告を行い、主要責任者が責任を持って指導調整体制を構築し、当地の専利出願状況を総合的に研究判断し、業務の重点的目標と重点的プロセスを明確にし、特別業務計画を制定し、具体的な責任者と業務連絡者を明確にし、特別チームを設立し、関連業務を着実かつ継続的に展開しなければならない。

以上をもって通知する。

国家知識産権局

2021年1月27日

出所：2021年1月27日付け中国国家知識産権局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所日本語仮訳を作成

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/1/27/art_545_156433.html?xxgkhide=1

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。